

## 会員規約

この会員規約(以下「本規約」)は、一般社団法人 HAPPY FACTORY (以下「当法人」)と、一般社団法人 HAPPY FACTORY 会員(以下「会員」)との関係に適用し、また会員の心得、規範を明確にしています。一般社団法人 HAPPY FACTORY では、入会の申込をいただいた時点で、本規約を承認したとみなします。

### 第1章 総則

#### 第1条(会員規約の適用)

当法人は、会員との間に本規約を定めます。また、当法人が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

#### 第2条(会員規約の変更)

当法人は、社員総会において円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、当法人のHP上への掲載、電子メール、書面その他当法人が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

### 第2章 入会申込等

#### 第3条(入会申込)

定款第5章第22条の規定により、当法人の会員として入社しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとします。

#### 第4条(入会申込の拒絶等)

当法人は、入会申込者が次の各項に該当する場合、入会を認めない場合があります。

- 1 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
- 2 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
- 3 その他、前各項に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

#### 第5条(会員の種類)

定款第5章第21条の規定により、当法人の会員は一般社団法人に関する法律上の社員ではないものとします。

- 2 当法人の会員は次の2種類とします。
  - (1) 里親会員は、当法人の目的に賛同し、教育里親として入会した個人又は団体
  - (2) 賛助会員は、当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

## **第6条（会員の会費）**

定款第5章第28条の規定により、会員の年会費は次の通りとします。

(1) 里親会員は、個人及び団体ともに教育支援金として年会費 30,000 円を入会時から5年間納入します。

(2) 賛助会員は、下記に定める年会費を納入します。なお、賛助会員においては、会費の口数に制限はありません。

1 個人は、年会費を一口 5,000 円とします。

2 団体は、年会費を一口 10,000 円とします。

2 当法人は、会員が既に納入した教育支援金及び会費等その他拠出金品を返還しないものとします。

## **第3章 会員の権利または行なえること**

### **第7条（活動報告）**

里親会員及び賛助会員は、定期的な活動報告および現地状況報告を受けることができます。

### **第8条（特典）**

里親会員及び賛助会員は、次の特典が受けられます。

- (1) 当法人のロゴバッジを受け取り、これを会員の証明とできます。
- (2) 各種イベントに参加できます。
- (3) 当法人のメーリングリストの利用ができます。

### **第9条（現地での視察）**

里親会員は、現地での運営視察、里子との面会のための現地訪問を当法人に依頼することができます。ただし、現地を訪問する際は、必ず2ヵ月以上前に当法人に申し出を行ない、承認を受けなければなりません。

### **第10条（教育里子との特定関係）**

里親会員は、特定の教育里子を受け持ち教育里親として交流できます。ただし、会員は教育支援期間中およびその期間後の教育里子との行動は、この規則で守るべき規範の制約の範囲を超えられません。

2 前項においてとくに教育支援期間中の特定の教育里子に対する個人的な金銭またはそれに類似する援助については、一切これを禁じます。

### **第11条（教育里子の状況調査報告の受取）**

里親会員は、定期的な教育里子の状況調査報告を受け、さらに希望すれば所定の手続きに

より詳細な調査を求めることができます。

### **第12条（教育里子との文通）**

里親会員は、教育里子との文通ができます。

2 里子との文通において、当法人で無料で翻訳を行うことができます。

3 里子との文通において、普通郵便の郵送費は当法人が負担します。ただし、定形外もしくは大型の荷物の場合の送料は、里親会員の負担とします。

## **第4章 会員の義務**

### **第13条（本会規程の遵守）**

会員は、定款・規則を遵守しなければなりません。

### **第14条（寛容の精神）**

里親会員は、教育里子に関わる権利行使を行なうときは、常に相手の実情に配慮し寛容の精神を持って行動しなければなりません。

### **第15条（年間の納入義務）**

里親会員・賛助会員は、登録期間内における会費及び教育支援金を納入する義務があります。但しやむを得ない事情ある場合には、代表理事と協議の上、延納を認められます。

### **第16条（現地への訪問等）**

里親会員が教育里子を訪問するときは、必ず2ヵ月以上前に当法人に申し出を行ない承認を受けなければなりません。

### **第17条（会員の任期）**

定款第5章第26条の規定により、当法人の里親会員及び賛助会員の任期は次の通りとします。

(1) 里親会員の任期は、入会時より5年間です。

(2) 賛助会員の任期は、入会時より当法人に退会の意思を申し出るまでとします。

2 任期の終了及び継続においては下記の通りとします。

(1) 里親会員は、5年の任期をもって終了とします。

継続の意思がある場合でも、新規に里親登録を行うものとします。

(2) 賛助会員は、当法人に退会の意思を申し出るまで任期が継続されるものとします。

## **第18条(会員の氏名及び名称等の変更)**

すべての会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかにその旨を当法人に通知する必要があります。

## **第5章 会員資格の喪失**

### **第19条(会員資格の喪失)**

定款第5章第25条の規定により、社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失します。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

### **第20条(退会)**

定款第5章第23条の規定により、会員は本規定に定める任期をもって退会することができます。途中で退会することは認めません。

### **第21条(除名)**

定款第5章第24条の規定により、当法人の会員が次のいずれかに該当するに至った時は、社員総会の特別会議によって当該会員を除名することができます。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

## **第6章 禁止行為**

### **第22条(禁止行為)**

会員は無断で当法人の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはけません。

2.その他、当法人の目的を理解し、本規定に定める行為、当法人の主旨に反する行為等を行ってはけません。

## **第7章 情報管理**

### **第23条(個人情報の保護)**

会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲

渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。

2 当法人は、当法人が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当法人が下記に定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

(1) 全会員の個人情報（住所・氏名・写真・電話番号・FAX 番号・電子メールアドレス等）は、当法人が管理をし、当法人の目的以外の使用は致しません。又、教育里子に開示することはありません。

## 第 8 章 知的財産

### 第 24 条(知的財産の帰属)

当法人が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当法人に帰属します。

### 第 25 条(知的財産の保護)

当法人が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはいけません。

## 第 9 章 損害賠償等

### 第 26 条(損害賠償)

会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を法人に賠償することとします。

### 第 27 条(免責)

当法人は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、当法人の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

付則

この規約は 令和 2 年 4 月 2 日より施行する。